

観光拠点情報・交流施設 Q&A

補助対象事業者

No.	問	回答
1	同一の設置主体が複数の観光拠点情報・交流施設について申請する場合、要望書は施設ごとの提出となるのでしょうか。	要望される施設ごとに要望書を作成し、提出ください。
2	施設の設置主体ではなく、運営主体が申請することは可能ですか。	運営主体による申請も可能ですが、財産管理者が、申請するようにしてください。
3	観光協会は補助対象事業者の民間事業者に含まれますか。	含まれます。
4	補助対象事業者に民間企業は含まれますか。	含まれます。（一部対象外の事業者がございますので、詳細は応募要領をご確認ください。）
5	複数の自治体等で構成される任意の協議会（〇〇広域連携観光協議会など）は、協議会等に含まれますか。	当該協議会が、法人格を有している場合は、民間事業者に該当します。（法人格を有していない場合に認められる協議会等については、応募要領をご確認ください。）

立地要件

No.	問	回答
6	立地要件としていずれにも合致しない場合、補助対象外となるのでしょうか。	立地要件の一つに、「その他観光ビジョン推進地方ブロック別戦略会議が訪日外国人を含む旅行者の受入環境整備を実施すべき地域として認めるもの」があります。外国人を含む旅行者が既に多数訪れており、受入環境整備が急務である地域、又は外国人を含む旅行者を当該施設・地域へ誘客するための施策が明確である等の理由により、受入環境整備に積極的に取り組もうとする地域である場合、観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議のWGでの了承を得ることが条件となりますが、立地要件に該当するとみなすことができます。 外国人を含む旅行者の受入環境整備に積極的に取り組もうとすることについて、要望書に記載してください。
7	オリンピックパラリンピックのホストタウン、事前キャンプ地は、立地要件における「東京オリンピック・パラリンピック競技会場立地都市」に該当するのでしょうか。	該当します。
8	ラグビーワールドカップの公認チームキャンプ地は、立地要件における「ラグビーワールドカップ競技会場立地都市」に該当するのでしょうか。	該当します。

交付決定等のスケジュール

No.	問	回答
9	内示、交付決定の時期はいつになるのでしょうか。	最短でも、要望書を受け付けた月の翌月中旬に内示、同月末に交付決定となります。ただし、申請内容の確認等に時間を要する場合もございますので、余裕をもった事業計画を作成してください。
10	完了実績報告書の提出は、いつまでにすればよろしいのでしょうか。	要綱上、完了実績報告書の提出については、補助事業の完了後、1ヶ月を経過した日または補助事業完了年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までとしておりますが、可能な限り速やかに事業を進めていただき、3月上旬までに事業完了、3月10日までを目標として事業完了報告書をご提出いただきますようお願いいたします。

観光拠点情報・交流施設 Q&A

観光拠点

No.	問	回答
11	観光拠点として、文化や伝統芸能等の無形物を位置づけることは可能でしょうか。	観光拠点情報・交流施設は、観光拠点へ訪れていただくための情報提供の場と位置づけられることから、文化や伝統芸能等無形物そのものは、観光拠点とはなりません。その文化や伝統芸能等無形物に由来する、地域や施設等を観光拠点とすることが必要となります。（例として、「○○祭り」ではなく、神社、山車を収める蔵、祭りを実施する地域等が観光拠点として妥当と考えられます）
12	まち全体を観光拠点とすることは可能でしょうか。	漠然と○○市全体ではなく、集客力の高い地域を観光拠点とすることは可能です。（例として、伝統的建造物地区等）
13	観光拠点には既に多くの外国人旅行者が来訪している必要がありますか。	現状外国人が多く来訪していない場合は、当該観光拠点への具体的なインバウンド誘客の取組みや、仕掛けづくり等について、説明や資料を求める場合があります。

補助対象事業

総論

No.	問	回答
14	補助金額に上限・下限はありますか。	上限については、制度上、補助金額の上限を設定していませんが、運用上、補助対象経費は最大でも3億円程度、補助金額は1億円程度に収まる規模を想定しています。補助申請額が大きい案件については施設の規模や経費の妥当性についてより詳細な説明や資料の提出を求めることとなります。なお、下限についても設定しておりません。
15	大規模施設の一部を観光拠点情報・交流施設とする場合、その建設費用を案分して要望することは可能ですか。	左記のケースの場合、建物の建設費用は、補助対象となりません。ただし、観光拠点情報・交流施設部分にかかる内装や備品等にかかる費用は補助対象となる場合がございます。個別、ご相談ください。
16	施設を運営する中で、入館料等により収入がある事業があるが、その場合補助対象外となるのでしょうか。	原則、当該施設による収益が維持・管理費程度であることとし、当該施設の収益により施設整備費が回収できる場合は、対象外となりますので、必要に応じて収支（予定）を確認させていただきます。
17	すでに事業着手・契約をしている事業について申請することは可能でしょうか。	補助対象となりません。交付決定後に事業着手・契約した経費が対象となります。
18	国からの補助とは別に都道府県等自治体からの補助金等を受けることは可能でしょうか。	可能です。ただし、自治体による補助金等の財源が国費である場合は、不可能となります。
19	観光庁からの補助とは別に国の補助金等を受けることは可能でしょうか。	同一事業に対し、国の補助金等を複数受けることはできません。
20	人件費は補助対象となるでしょうか。	人件費は補助対象となりません。
21	繰り越して事業を実施することは可能でしょうか。	原則、年度末までに事業を完了してください。
22	客が激減する冬期に施設を閉所する施設となりますが、補助対象となるでしょうか。	何らかの理由により、1年を通じて開所することができない施設でも補助対象となります。ただし、閉所している期間等において、当該施設を目的外の用途に使用する場合は、補助対象外となります。
23	壁等で仕切られていない空間を観光拠点情報・交流施設とすることは可能でしょうか。	他のスペースとは明確に区切られた空間である必要があります。
24	補助申請者と補助対象の財産管理者が異なる場合、補助対象となりますか。	補助申請者と財産管理者は、同一である必要があります。
25	事業完了後、所有権を譲渡する場合でも、補助対象となりますか。	補助対象となりません。仮に事業完了後、所有権を譲渡する場合、取得財産の処分の対象となり、原則、国土交通大臣の承認が必要となります。（取得財産の管理等については、応募要領をご確認ください）

観光拠点情報・交流施設 Q&A

無料公衆無線LAN環境の整備		
No.	問	回答
26	施設の一部を観光拠点情報・交流施設とする場合、無料公衆無線LANは、どこまでを補助対象とすることができますか。	観光拠点情報・交流施設のスペースをカバーする無料公衆無線LAN設備を補助対象とします。(同一フロアでも、観光拠点情報・交流施設と別の範囲をカバーする無料公衆無線LANは、補助対象になりません。)
案内標識・掲示物		
No.	問	回答
27	案内標識はどこまでが補助対象になりますか。	観光拠点情報・交流施設の外に設置・整備する場合は、当該施設への多言語(最低限英語)での誘導を主たる目的とするものに限ります。
28	案内標識において、「才」観光拠点情報・交流施設において観光拠点の場所を誘導する看板等は、観光拠点情報・交流施設内に設置する必要がありますか。	観光拠点情報・交流施設内又はその周辺(施設よりほど近い場所、10m程度)に設置するものが補助対象となります。
29	案内標識の設置場所に関して、「合理的なルート上」とは具体的にどのような場所を指しますか。	最寄り駅や観光拠点等から、観光拠点情報・交流施設へのアクセスルート上となります。
30	商業施設等の一部に観光拠点情報・交流施設がある場合、誘導看板に、その商業施設の広告を掲載することは可能ですか。	観光拠点情報・交流施設への誘導が主体となる看板とすることが必要です。デザイン等、ご提示のうえ、個別ご相談ください。
31	観光拠点情報・交流施設内に設置する周辺地図は補助対象になりますか。	観光拠点情報・交流施設及び観光拠点の案内を含む周辺地図であれば補助対象となります。
先進機能の整備		
No.	問	回答
32	タブレットにインストールする多言語翻訳アプリに指定はありますか。	インストールしていただく多言語翻訳アプリの指定はございませんが、「VoiceTra」の活用を推奨します。
33	音声ガイドの機器購入費、ガイド内容の翻訳費は補助対象となりますか。	機器購入費については、持ち歩いて使用するものは補助対象外となりますが、建物等に据え付けるようなものや、翻訳費については補助対象となります。
34	翻訳アプリや通訳サービスの導入・維持経費は認められますか。	翻訳アプリや通訳サービスソフトの初期導入費用、月額利用料といった維持経費は補助対象となりません。なお、翻訳アプリについては、情報通信開発機構が提供する「VoiceTra」が無料で利用できるため、こちらの活用についてご検討ください。
35	タブレットやVR体験用のゴーグルや、ウェアラブル翻訳機は、補助対象となるのでしょうか。	補助対象となります。ただし、備品台帳の整備など、財産管理ができる体制を整えている必要があります。

観光拠点情報・交流施設 Q&A

コンテンツ作成		
No.	問	回答
36	コンテンツ作成の対象はどのようなものがありますか。	VR機器、デジタルサイネージで発信するコンテンツ作成費用、施設内でDVD等により多言語（最低限英語）で発信する動画等作成費用、パンフレット作成費用（印刷費を除く。）が対象となります。
37	現在デジタルサイネージを有しているが、発信するコンテンツを新たに作成しようと考えている。コンテンツ作成費用のみを計上することは可能ですか。	コンテンツ作成そのものは、効果促進事業であるため、単独での要望はできません。別途基幹事業を実施し、その効果促進事業として、コンテンツ作成をする場合は、補助対象となります。
38	ホームページの観光情報が古くなっているため、全体的なりリニューアルを考えているが、補助対象となり得ますか。	観光情報の更新はランニング費用とみなし、対象外となります。新たな言語のホームページの追加や現在掲載されていない災害や交通等の情報を追加する費用については、補助対象となります。
39	コンテンツ作成、ホームページにおける観光拠点情報とは何ですか。	観光拠点の歴史・文化等の魅力や見どころを紹介する情報となります。
40	コンテンツ作成、ホームページにおける観光案内情報とは何ですか。	観光拠点情報・交流施設周辺を含む観光情報（史跡、観光施設等）を紹介する情報となります。
41	コンテンツ作成、ホームページにおける交通機関情報とは何ですか。	近隣の駅や、バス等各種交通機関の手段や、時刻表等の情報となります。
42	コンテンツ作成、ホームページにおける災害情報とは何ですか。	災害時に必要に応じて発信する、「各種交通機関の運行状況」「医療機関情報」「避難所情報」等となります。
43	デジタルサイネージやパンフレットにおいて、広告を掲載した場合、補助対象となりますか。	広告掲載による収益は、施設の維持管理費程度にとどめる必要があります。なお、この場合でも、広告掲載を主目的とするものについては、補助対象外となります。
44	観光、交通、災害情報のホームページ多言語化にあわせ、他の情報（予約サイトや広告等）も多言語化する場合、補助対象となりますか。	補助対象となりません。観光、交通、災害情報のホームページ多言語化のみ補助対象となります。
観光拠点情報・交流施設の整備・改良		
No.	問	回答
45	施設内のトイレ改修だけを事業内容として補助申請することは認められますか。	基幹事業である情報発信機能の向上に関する事業を実施することが必要となります。その上で効果促進事業である建物の改修等に附随するトイレ改修が補助対象となります。なお、トイレ改修だけを希望する場合は、「公衆トイレの洋式化及び機能向上」での申請についてもご検討ください。
46	施設の老朽化に伴う修理修繕や耐震改修は、補助対象外となりますか。	施設の老朽化に伴う修理修繕や耐震改修のみの要望では、補助対象外となります。
47	設計において、基本設計にかかる費用は補助対象となります	基本設計は補助対象外となります。
48	実施設計のみの補助申請は可能ですか。	年度内に事業完了し、観光拠点情報・交流施設の運用を開始していただく必要があるため、実施設計のみの補助申請はできません。
その他		
No.	問	回答
49	そうじ道具などは補助対象となるでしょうか。	補助対象外となります。